

「辞めてほしい」
「解雇する」と
言われたら……

絶対に「はい」「わかりました」と答えてはダメ！
退職届にも絶対サインしないこと！

「辞めません」とはっきり答えましょう。

※辞めてほしいといわれて同意したり、退職届を書いたりしてしまうと、自分からやめたことになってしまいます。企業が従業員を解雇する際には厳しい条件をクリアしなければならないので、自主退職の形にしようとしてくる経営者が多いのです。

経営上の理由で解雇する
場合、「整理解雇の4要件」をすべて満たしてい
なければいけない

整理解雇の4要件

1. 会社を続けるためにどうしても働く人の
人数を減らすことが必要で、それがもっと
も効果がある手段であること
2. 解雇しなくてもすむような努力をして、も
うほかに方法がないこと
3. 解雇の対象とする人を選ぶ基準が合理的、
公平であること
4. 解雇の必要性や規模、方法、基準について、
労働組合や労働者に十分説明して納得を
得る努力をしたこと

誰もが納得するような
理由がなければ、解雇で
きない（労働契約法16条）

解雇理由を紙に書いてもらいましょう。
「勤務態度が悪い」「能力がない」など抽
象的な理由では解雇できません。
会社の都合で人減らしをしたいだけのこ
とが多いので、こんなことを言われても
落ち込まないで下さいね。

育児休暇・介護休暇を取得したことによ
る解雇も禁止されています。

妊娠・出産を理由にした
解雇は禁止されている
（男女雇用機会均等法9条）

☆何度も契約更新してきた場合
の雇い止めも、解雇と同じように
みなされます☆

「俺がクゴ？そんな、困るよ……」

困ったら、すぐ相談 → 労働相談ダイヤル 0120-378-060

派遣ではたらくみなさん、

もし、派遣切りにあっても…… ユニオンに相談!!

契約期間中の解雇はもちろん禁止されていますが、契約満了でもあきらめないで!

同じ職場で3年を超えて派遣で働かせる

→ 違法です!!



- 3年を超える場合、企業には直接雇用の義務があります。
- その現場が3年以上派遣を使っている場合、派遣期間が短い労働者に対しても同様の義務が生じます。
- この期間には、偽装請負の期間も含まれます。
- 途中、期間社員などにされ、再び派遣に戻された場合は、前の派遣期間を含みます。

違法が分かったら、労働局に申告しましょう。

心当たりがある方は、ユニオンに相談してください。

★組合員募集★

みやぎ青年ユニオンは、どんな職業・雇用形態でも、ひとりでも入れる若者のための労働組合です。仕事でのトラブルで困っている方、今の働き方に不安を感じている方、その悩みをぶつけてみませんか。ご連絡お待ちしております。

みやぎ青年ユニオン

仙台市青葉区五橋1-5-13 1階

T E L 0120-378-060 (フリーダイヤル)

E-mail miyagi.union@gmail.com

U R L <http://msunion.web.fc2.com/>